
社債型種類株式に関するQ&A

2023年5月24日付「定款の一部変更および第1回社債型種類株式の発行登録に関するお知らせ」において公表しました社債型種類株式に関するご参考資料として、本Q&Aを作成しましたのでご参照ください。

ソフトバンク株式会社
2023年5月24日

質問	回答
1. 社債型種類株式の定款変更を行う目的は何か	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、今後、通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資を行いながら、成長投資と高水準の株主還元との両立を継続していくには、負債性のみならず資本性の資金調達を組み合わせることで資本の充実と財務基盤の強化を図ることが望ましいと考え、個人投資家の皆さまを含め、幅広い投資家層のニーズに応えるべく、新たな社債型種類株式の発行に向け、定款の諸規定の追加等を行うものです。 社債型種類株式は、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりうることで、今般、将来に向けた機動的な資金調達手段の選択肢の追求を目的に、定款変更を行うことと致しました。
2. 買収防衛策として活用されないか	<ul style="list-style-type: none"> 社債型種類株式であって、保有割合にかかわらず株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。社債型種類株主の種類株主総会における決議事項も、会社法に定めるものよりも制限しています。また、社債型種類株式を無償割当てなどで普通株主に割り当てることも想定していません。
3. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか	<ul style="list-style-type: none"> 2回目以降も成長投資に向けた資金調達を目的として、幅広い投資家によるブックビルディング方式と同様の方式に基づいた適正な発行条件での発行を想定しています。 この他、当社が社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する場合には原則として同等以上の資本性調達を行う必要があるとする内容を想定しているため、当該取得に伴い同様の社債型種類株式の発行を行うことも想定されます。
4. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none"> 会社法上の株式ですが、普通株主の皆様への配慮として、「社債」としての側面を有した商品性を想定しています。 具体的には議決権や普通株式への転換権がなく、当初設定された優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。

質問	回答
5. 普通株主にデメリットが生じることはないか	<ul style="list-style-type: none"> 議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。 当初設定された優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金を超過した分の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等への影響により配慮^(※1)しつつ、健全な財務基盤を確保できると考えています。
6. 従来から、社債型種類株式はあったのか	<ul style="list-style-type: none"> 過去、第三者割当による『社債型の商品性である種類株式』の他社発行事例は確認しています。 一方で、本社債型種類株式を発行する際には、一般公募による発行を行い、格付会社（R&IおよびJCR）からの資本性の認定（資金調達額の50%）の取得や、東証プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家に投資機会を提供しうる点で、従来のものとは大きく異なる、本邦における新しい設計の社債型種類株式となります。
7. ハイブリッド社債に類似した商品性とは	<ul style="list-style-type: none"> ハイブリッド社債と同様、格付会社（R&IおよびJCR）より、資本性の認定（資金調達額の50%）を受けられる商品設計とすることを検討しています。 当初概ね5年間は固定配当であり、原則として発行から5年経過後以降、当社が発行価格相当額に経過配当金等の調整を加えた金額の現金で取得（コール）できます。
8. ハイブリッド社債との違いは	<ul style="list-style-type: none"> 社債型種類株式は会計上の資本を拡充できる点が一般的なハイブリッド社債と大きく異なります。 加えて、社債型種類株式は東証上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品です。
9. 財務戦略上ハイブリッド資本に期待する役割、資本構成上の位置付けは	<ul style="list-style-type: none"> 持続的な成長を目指す中での投資拡大の可能性も視野に入れ、普通株式の議決権の希薄化を生じさせることなく、資本バッファとして財務健全性に寄与する点を期待しています。 当社としても多様な調達手法の確保に繋がるため、今後、事業・財務戦略において最適な資金調達手法の選択肢を追求するために有益な手法であると考えています。

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

質問	回答
10. どのような発行形態を想定しているのか	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で発行は未定ですが、発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家も含めた幅広い投資家にご購入いただくことを想定しています。 当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しています。
11. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では発行時期について決定していませんが、今般の社債型種類株式に係る定款変更が株主総会において承認されたあかつきには、市場環境にもよるものの、第1回号の発行を2023年度内に最大1,200億円の規模で行うことを想定しています。
12. 2回目以降の商品性や発行額はどのように考えているのか	<ul style="list-style-type: none"> 第1回号と同様の商品性を想定しており、議決権や転換権がなく、議決権の希薄化は生じません。今後の発行については、資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定していきませんが、現時点では、第1回号と同様の規模を想定しています。
13. 配当レンジ2%～4%の考え方は	<ul style="list-style-type: none"> 現時点での市場環境等を前提として、資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえて、普通社債の利率以上、普通株式の配当利回り以下を目安としています。
14. 東証への上場を検討する理由は	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い投資家に投資いただくためには、東証上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えています。
15. 5年後に、社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"> 当社が社債型種類株式を現金対価で取得（コール）するかは、その時点の事業・財務戦略や市場環境等を総合的に勘案して判断します。 なお、ハイブリッド調達市場慣習として、多くの投資家が配当のステップ・アップするタイミングにおいて、コールされることを期待していることは十分に理解しています。
16. 本件発行が普通株式の配当方針に影響を与えるか	<ul style="list-style-type: none"> 今後も高水準の株主還元を維持するという方針に変わりありません。今期の配当予想にも変更はありません。

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。